

専門家チームによる指導・普及啓発に関する業務委託（単価契約）
プロポーザル方式の実施について

標記について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集します。

令和6年4月5日

奈良県国民健康保険団体連合会
理事長 松井 正剛



1. 趣旨

高齢者の健康保持・増進を図るために専門スタッフ（運動指導員、管理栄養士等）がチームで地域を巡回し、市町村の介護予防事業等と連携を図りながら保健指導・普及啓発を行う業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により受注者を選定する。

2. 業務概要

(1) 名称

専門家チームによる指導・普及啓発に関する業務（単価契約）

(2) 業務内容

専門家チームによる指導・普及啓発に関する業務（単価契約）のプロポーザル説明書（仕様書を含む）による

(3) 契約期間

契約日から令和7年3月21日まで

3. 応募資格

この公募に参加可能な事業者は、次の（1）～（4）までの全ての資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の許可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の許可がなされていない者でないこと。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供する等、直接的又は積極的に暴

- 力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (6) 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、三重県のいずれかに事業拠点があり、事業委託を行うにあたって迅速な対応ができると見込める事業者であること。
- (7) 過去3年以内に地方公共団体又は国民健康保険団体連合会等において、専門スタッフによる運動指導・栄養指導等の業務契約の実績があり、事故なく当該事業を遂行していること。

4. 公募手続の日程

(1) 業務委託仕様書等説明資料の配付

- ①日 時 令和6年4月5日(金)～令和6年4月12日(金) 9時～17時
(12時～13時及び土・日曜日・祝祭日は除く。)
- ②場 所 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階
奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターにて配付
- ③配付資料 業務の仕様、提出書類及びスケジュール等、プロポーザル方式による選考審査に関する説明書を配付する。説明書等の配布を希望される事業者は、事前に5に記載している問い合わせ先に連絡し、日時の調整を行うこと(電子メールによる資料の送付可)。

(2) 質問の受付及び回答

- ①質 問 資料等に疑義のある場合は、令和6年4月12日(金)17時までに、質問票(様式3)にて電子メールにより受け付ける。
- ②回 答 各事業者からの質問を全てまとめて、令和6年4月18日(木)までに資料配付を受けた全事業者あてに、電子メールで回答する。

(3) 審査委員会参加申込書及び辞退届の提出

プロポーザル方式による選考審査への参加を希望する事業者は、審査委員会参加申込書を提出するものとする。

- ①提出期日 令和6年4月22日(月)17時必着
※郵送による場合は、書留郵便にて締め切り日の17時必着
- ②提出書類 審査委員会参加表明書(様式1-1)1部
担当者連絡先について(様式1-2)1部
誓約書(様式4)1部
事業者概要書(様式5)1部
同種業務実績一覧表(様式6)1部

なお、参加申込書を提出した事業者が参加を辞退する場合は、速やかに審査委員会辞退届出書(様式2)を提出しなければならない。

(4) 審査委員会参加決定通知の送付

奈良県国民健康保険団体連合会より(3)により参加申込を受け付けた全ての事業者に、参加資格審査結果を電子メールにて通知する(令和6年4月24日(水)を予定)。

なお、参加決定者には参加決定通知と併せ、審査委員会の詳細を電子メールにて送付する。

(5) 企画提案書の提出

①提出期間 令和6年4月24日(水)から令和6年5月7日(火)17時必着
※郵送による場合は、書留郵便にて締め切り日の17時必着

②提出書類 企画提案書(様式7)7部
付属書類(様式8~様式12)7部

(6) 審査委員会

①日 時 令和6年5月14日(火)

②場 所 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館内

③審査方法 審査委員会において、(5)による提出書類に沿って、企画提案内容等についてプレゼンテーション(1事業者あたり20分以内)を行った後、審査委員による質問の時間(10分程度)を設け、評価点方式による順位をもとに合議により特定候補者順位を決定する。最も高い評価点の者が2人以上ある時(同点の時)の対応は、価格点以外の評価項目の合計点が高い者を第1位の特定候補者順とする。なお、価格点以外の評価項目も同点の場合はいくじによることとする。

書類を提出した事業者が1者の場合、予定価格内で技術点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、当該事業者を受託事業者として特定することができるものとする。ただし、内容については協議することがある。

④評価基準 審査委員会による審査は、以下の評価基準により行う。

i) 同種業務の実績: 介護予防事業保健指導・普及啓発に関する業務を経験しているか。

ii) 人員の配置: 業務上必要な従事人数を有しているか。

iii) 調整業務体制: 市町村、関係団体との十分な調整ができる体制となっているか。

iv) 事業実施体制: 事業実施及び管理監督について適正な実施体制となっているか。

v) 業務フローチャートの効率性・確実性: 事業の事前調整から実施及び管理監督について、効率的かつ確実な方法が検討されているか。

vi) 実施プログラムの効果: 高齢者が日常的に継続できるという観点でプログラムが検討されているか。

vii) 実施プログラムの企画力: 初めて参加する人にも興味を持たせるような魅力的な内容となっているか。

viii) 実施プログラムの遂行力: プログラムが円滑に遂行できるように検討されているか。

- ix) 指導・普及啓発能力：参加者が関心を持ってプログラムに参加できるよう指導・普及啓発方法が検討されているか。
- x) 目指す方向・目標の設定：本事業の実施にあたり、受託者の目指す方向や理念があり、目標について定量的な検討がされているか。
- xi) 取組意欲：質疑に積極的に答えるなど、業務に対する意欲が感じられるか。
- xii) プレゼンテーション能力：企画提案書の内容や説明内容が分かりやすいものであるか。
- xiii) それぞれの実施プログラムの実施単価についても、評価の対象とする。

(7) 審査結果通知等

候補者選定後、審査委員会に参加したすべての事業者に、それぞれの選定又は非選定の結果を書面にて通知する。

(8) 契約手続き

- ①契約交渉の相手方に算定された者と国保連合会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
- ②選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

5. 書類等提出先・問い合わせ先

住 所：〒634-0061

奈良県橿原市大久保町302-1

奈良県市町村会館5階

担 当：奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センター 事務共同化推進課

電 話：0744-29-8315

FAX：0744-29-8322

電子メール：hokenjigyuu@kokuhoren-nara.jp

※各書類の受付時間は、9時から17時まで（12時～13時及び土・日曜日・祝祭日は除く。）とし、郵送による場合は、書留郵便にて締め切り日の17時必着とする。

6. その他

- (1) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、連合会から指示があった場合を除く。
- (2) 参加表明書を提出した後、連合会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 委託の相手方として個人情報を取扱う際には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する必要がある。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

- (7) 本公募によって配付する資料等により知り得た情報を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。公募終了後も同様とする。
- (8) 企画提案書で表明された内容については、契約内容の協議・調整の上での基本方針になるため、実現が確約されることのみを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。

